

[事案25-125] 契約解除取消等請求

・平成26年2月24日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知妨害等があったことを理由に契約解除の取消し、もしくは、契約時の説明不十分を理由に転換契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月に脳出血を発症して半年間入院したので、平成24年1月に契約した利率変動型積立保険等に入院給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。

しかしながら、以下の理由により、契約解除の取り消し、もしくは転換契約を取り消してほしい。

(1)告知時、高血圧症で通院歴があり、薬を飲んでいたことを募集人に伝えたが、「今現在飲んでいなければ大丈夫」と言われ告知しなかったことから、不告知教唆、告知妨害にあたるので、契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい（主張①）。

(2)本契約は、平成7年6月に契約した特定疾病保障終身保険を契約転換したもののだが、転換時、募集人から「配偶者に説明してある」と言われて内容説明を受けずに申込みをしたが、配偶者は説明を受けておらず、説明不十分であった。また、配偶者は、要望していた積立ての保険だと思っていたが、掛け捨ての保険に変えられていた。よって、契約転換を無効として転換前契約に戻し、同契約にもとづいて入院給付金を支払ってほしい（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、高血圧での服薬については、告知書に沿って記載するよう発言したものであり、告知妨害や不告知教唆の事実はない。

(2)募集人は、申立人に対して所定の募集資料を使用して十分な説明を行っており、そのうえで、申立人は、契約申込書へに署名・押印している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 主張①について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

(1)申立人は、告知の2年前である平成22年に高血圧症と診断され、通院と投薬を受けた事実があるので、告知書の質問に「はい」と答える必要があるが、「いいえ」に「○」を付けており、事実と異なる回答をしたと認められる。そして、わずかな注意をすれば何年前かを確認することは容易であったことから、告知しなかったことについて、申立人には重大な過失があったといえるので、告知義務違反が認められる。

(2)申立人が告知をしなかった経緯についての、申立人と募集人の言い分は全く異なり、真偽は明らかでなく、申立人の主張するような事実があったと認めることはできないので、不告知

教唆あるいは告知妨害があったとは認められない。

(3)したがって、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除したことは正当であり、また、不告知の高血圧症と入院の原因である脳出血には因果関係が認められるので給付金の不支払いも正当といえる。

2. 申立人の主張②について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

(1)事情聴取の供述内容から、申立人は、保険内容の検討は配偶者に包括的に任せていたと認められるので、本契約転換の内容について申立人に説明が行われていないとしても、転換の効力を否定することはできない。また、申立人の配偶者は、提案書を用いて説明を受けたことは認めており、配偶者が説明を受けていなかったとは認められない。

(2)配偶者は、積立ての保険（経過年数に応じ、解約返戻金額が増えるタイプの保険）を要望しており、募集人も要望があったことは認めている。しかし、募集人は、保障部分は掛け捨てだが積立保険は貯蓄性があること、保険料を提案額より高くしないと保険料は積立されないことを説明したところ、配偶者は、本転換内容でよいと述べたと供述しており、配偶者と募集人の言い分は異なる。よって、募集人が配偶者の要望を無視した、あるいは、虚偽の説明をしたとまでは認められない。

(3)仮に、配偶者が錯誤に陥っており、要素の錯誤に該当するとしても、提案書には、解約返戻金は年数を経過しても微増であることが容易に理解でき、生命保険の営業職員をしたことのある配偶者の提案書の理解力を考慮すると、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ない。